

日野郡3町が連携して日野郡鳥獣被害対策協議会を設立

日野郡では、近年イノシシによる農作物被害に加え、新たにサルの出没やシカの捕獲などが相次いでおり、鳥獣被害が多様化、広域化しています。また、鳥獣の捕獲を担う狩猟登録者のうち、特に猟銃の登録者の減少が大きく、10年前の半数50人程度となっており、後継者育成も課題となっています。

そのような中、日野郡3町と関係機関・団体が連携して、イノシシやシカなど野生鳥獣による被害を食い止めるため「日野郡鳥獣被害対策協議会（会長：増原日南町長）」を平成25年12月3日に設立されました。市町村を越えて広域で鳥獣対策に取り組むのは、県内で初めてとなります。

新たに設立された「日野郡鳥獣被害対策協議会」は拠点を日野振興センター内に置き、活動を統括するチーフ1名と猟友会員2名、狩猟免許取得を目指す後継者1名

の合計4名で「実施隊」が組織されます。実施隊は平成26年4月から活動を開始し、被害現場での対策指導や、有害鳥獣が田畑に入れないようにする柵の設置や点検及び補修等に関する指導を実施したり、パトロール、対策研修会の開催などを行う予定です。



日野郡鳥獣被害対策協議会 設立総会の様子

実施隊の活動と目的

**1 住民の不安を緩和**  
 ○被害相談等に対し迅速に現地調査を実施  
 ○調査による適切な被害対策の立案、指導  
 ○定期パトロールで被害状況の情報収集

**2 地域ぐるみの被害防止活動を促進**  
 ○地域ぐるみで防止活動取り組みの必要性を啓発するため、研修会や講習会を実施  
 ○地域単位で捕獲従事者育成

**3 施設の長寿命化**  
 ○侵入防止柵の効果的な設置や点検及び補修等に関する指導

**4 狩猟後継者の育成**  
 ○狩猟免許取得に関する研修会を実施

**5 効果的な防止対策の実施**  
 ○各町の被害、対策状況等について、関係機関で情報を共有

保安林制度にご理解を!

立木の伐採や作業道開設のときはご注意ください

暮らしを守る保安林

森林には、水源の涵養、土砂の流出や崩壊を防ぐなど、様々な働きがあります。国や県では、特に重要な役割を果たしている森林を保安林に指定し、過度な伐採や開発を制限しています。日野郡では森林面積の約52%が保安林に指定されています。

保安林内での作業の前に

保安林内で、「立木・立竹を伐採したい」「作業道をつけたい」「小屋を建てたり土砂を捨てるなど土地の形質を変更する行為を行いたい」→日野郡内でこのような行為を行う場合は、**あらかじめ日野振興センター所長の許可を受ける（又は届出をする）必要があります。**

保安林に指定されているかどうか知りたい場合

日野郡内の保安林は、日野振興センターに備え付けられている保安林台帳を閲覧することにより確認できます。また、保安林の指定地は、一部の例外を除き、土地登記簿の地目が「保安林」となっています。

問 日野振興局 農林業振興課 電話0859-72-2020

オオサンショウウオのためにスロープづくり!!

一昨年、日南町神戸集落の方から「自宅の前を流れる神戸川で、オオサンショウウオが堰堤の段差（落差工）を登れなくてウロウロしているよ」と日野振興センターの自然保護監視員に話があり、オオサンショウウオが登り降りできるスロープを設置することにしました。

オオサンショウウオの動きが緩慢になる1月に、計9箇所（堰堤）にスロープをつける作業を行いました。オオサンショウウオは川べりを上流へ向かう習性があるため、施工業者さんに生コンで大きな形を作っていた後、地元ボランティアさんにも手伝っていただき、試行錯誤しながらの作業になりました。そうして、ようやく完成です。これでオオサンショウウオは堰堤の段差で立ち往生することなく登って行って、上流の渓流で繁殖できるようになるでしょう。暖かくなったら、このスロープを這い上がりながら、一生懸命上流へ向かうオオサンショウウオが見られるかもしれません。



問 日野県土整備局 河川砂防課 電話0859-72-2058

問 日野振興局 農林業振興室 電話0859-72-2007